

令和4年度第7回 高松圏域自立支援協議会 運営会議議事録

日付	令和5年1月13日(金)
時間	9:20~10:40
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター 第1研修室
参加機関等	高松市障がい福祉課、高松市健康づくり推進課、直島町住民福祉課、高松市社会福祉協議会地域福祉課、香川中部養護学校、高松養護学校、就業・生活支援センターオリーブ、障害者地域生活支援センターほっと、障害者生活生活支援センターたかまつ、障害者生活生活支援センターあい、相談支援センターりゅううん、地域活動支援センタークリマ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点  順不同 計14名

議題1:【テーマ1 災害時を見据えた障害者の支援をどのように展開するべきか】

議事	<p>○モデルケースの選定について 各部会からの選出については前回出た意見も反映させた。</p> <p>○個人情報の取り扱いについて 災害時ワーキンググループで活用した同意書について共有。 直島町、三木町のケースの場合は若干内容が変わる可能性がある。適宜相談する。 災害時ワーキンググループで同意をとる際は高松圏域自立支援協議会のパンフレットを持参し説明した。 児童ケースの場合は保護者記入欄も設ける。 同意書データを送付するので、意見があれば1週間以内に申し出て欲しい。</p>
----	--

○アセスメントについて

次回検討する

○避難行動要支援者名簿登録について

モデルケースの避難行動を検討するに当たっては、高松市がおこなっている避難行動要支援者名簿登録を活用する。

高松市では平成18年から登録方式で取り組んでいる。

自分で申し込みができる方は登録されているが、本当に避難行動に支援が必要な方の登録が進んでいない。

登録し、計画を自身で立てることとなる。

避難支援者とは日頃の見守り、情報伝達等をおこなう。最低2名記入して申し込む必要があるが、担い手が見つからない場合は地域の民生委員や自治会（加入者のみ）に要相談。民生委員が平常時の見守りを担うことは可能だが、災害時の避難支援を担うことは難しい。

登録されると避難支援関係者への情報提供がおこなわれる。

毎年6月頃に情報更新があり、9月頃に新しい情報が地域へ伝わる。

移動困難者の対応を具体的に考えている自治体は少ない。今回モデルケースを通して課題の整理、支援の方法の検討が進むことが望ましい。

（質問・意見）

・緊急連絡先は家族以外までどこまで含まれる？知人でも良いのか。

→決まりはない。知人でも良い。民生委員や支援機関が担うことは難しい。

・避難支援者が見つからない場合はどのように相談すればいいのか？

→支援者が見つからないことを健康福祉総務課へ直接行ける方は健康福祉総務課で相談できる。

コミュニティセンターへ行き相談することも可能だが、障害について知識がある方が少ない。相談することで実績を積んでいく必要がある。

・個別支援計画を自身で作成ということだが、決まった様式があるのか？

→ある。HP からダウンロードできる。申し込みをしている人が少ないので支援者から後押しが必要。

・「個別支援計画を送付します」とあるので、行政が計画を立てて送ってくれるのだと思ったが違うのか？

→行政が計画作成はできていない。

・登録しても地域に情報が伝わるところで止まってしまうのか？

→地域毎に取り組みを進めているが計画作成まで進んでいる地域は少ない。

・登録対象者について。「同居家族の支援が受けられる方」が登録の必要がないとあるが、避難所での生活ではなく、避難所までの支援が必要であれば登録を希望して良いのか。どのような方が想定されているのか。

→自力で移動が困難な理由は様々で、その現状についてモデルケースを通じて出しては良い。行動障害があって移動が困難場合も出してみることで課題を知ってもらえる。

・申請書を作成する中で、アセスメントをしていく。その情報も含めて一緒に提出して良いのか。

→アセスメントという具体的な避難行動を検討できる材料があることは良いと思う。

・モデルケースの選定者がすでに登録をしている場合はどのような流れになるか。

→登録はしていても計画作成まではできていないことも想定される。計画作成まで済んでいた場合はより具体的な避難行動へ見直しをおこなう。

・計画書を本人が紛失していた場合はどうすれば良いか。

→データ化されたものは健康副総務課に残っていると思う。情報開示については要確認。

・災害時といっても幅広い。高潮、崖崩れ、河川氾濫など地形的なリスクも確認して欲しい。難病担当保健師と当事者が避難所へ移動するシミュレーションをおこなった際、避難時に通ることにリスクがある場所も知ることができた。登録することではなく、登録することで災害時の意識を高めることが大切だと考えている。

	<p>・個別支援計画の書式があるが、何か参考になるものは無いかな。 →先進地（兵庫県）では専門職が細かな計画を立てており、計画作成に報酬も出ている。</p>
決定事項	2月：45分間協議の時間を取り、アセスメントについて聞き取り項目も含め検討する。

議題2：各部会からの報告	
議事	<p>○就労支援部会 1月18日仕事サロン 8名申し込みあり 2月15日雇用セミナー</p> <p>○精神保健福祉部会 医療と福祉の連携企画の第6段を2月15日開催予定している。現在チラシ作成中。相談支援部会でも周知して欲しい。</p> <p>○相談支援部会 12月は年間のまとめとして小グループで振り返りと来年度取り組みたいことを出し合った。 より多くの事業所に参加していただくためにどのようにしたら良いかも検討した。情報共有や研修のメリハリをつけていきたい。コア会議でも検討している。 行政より次のような周知があった。行政へ情報開示請求があった際、サービス等利用計画（別紙を含む）も開示対象となる。相談支援専門員から本人へ見せていない場合もあると思うが、見ても不快にならない書き方に注意するよう呼びかけがあった。 サービス等利用計画作成サポート研修会（サビサポ）を1月、2月、3月におこなう。過去に開催した同趣旨研修に参加していない特定相談支援事業所には必ず参加していただくよう周知している。主任相談支援専門員が主体で実施する。3分の1程度の事業所は参加意思表示が無い。</p> <p>（意見）支援学校教員が担当者会議に参加した際、サービス等利用計画に学校の役割が書かれているものがある。相談支援専門員と家族で決めてから学校に共有されている現状である。担当者会議に参加できていないケースの場合、学校の役割がどのようになっているか気になる。会議</p>

	<p>の参加していない場合、保護者が同意できれば計画書を見せていただき内容を知ることができるので取り組みたいと考えている。</p> <p>家族から学校とお事業所で連携をとりたいと希望があり、相談支援専門員に相談したが対応外だと断られたことがある。個別に学校と放課後等デイサービスでケース会を持ったことがあるが、相談支援専門員が知らないところで話が進んで良いものかと疑問がある。</p> <p>→コロナの影響でここ数年対面でのケース会を省略しているケースも多いと思うが、計画を立てるために支援者への連絡や情報共有はしなくてはならない。相談支援部会で全体共有することはできるが、個別に指摘することは難しい。</p> <p>コロナ禍 での担当者会議については開催しないのでは無く書面での開催に変えることが出来るとしている。相談支援部会を通じて再周知していきたい。</p> <p>○身体障害者支援部会 災害弱者安心ネットワークが取り組んでいる避難計画作成の集まりに参加させていただくこととなった。 起震車体験を調整中。3月上旬に三木町朝日園にて体験会を実施予定。</p> <p>○知的障害者支援部会 前回から特に変わらない 2月部会を開催予定</p> <p>○居宅サービス事業所連絡会 12月21日に実施。コアメンバー含む23名が参加。 情報交換をメインでおこなった。感想は概ね良好だった。来月正式に報告したい。</p>
--	--

議題3：事務局より	
議事	○日中支援型グループホームの「協議会への報告・評価」について 令和4年度、令和5年度のワーキングメンバーを決定。ええる、朝日園、

支援センターこだま。

1月に第1回協議会を開催し、3月の運営会議にて報告する予定。

○意思決定支援研修について

3月15日に開催予定

対象は相談支援専門員とサービス提供事業所

周知後多数の申し込みがきている

○B型事業所連絡会について

1月16日座談会を開催予定。工賃のこと、支援について等フリートークの予定。

○来年度について

今年度予算の使用状況について共有。請求を忘れないようにして欲しい。令和元年度からの予算使用状況を共有。来年度の予算を検討する際に参考にして欲しい。均等割りすると6万5千円が各部会の予算となる。予算の活用について優先順位を考えて計画して欲しい。

各部会の体制について。部会長任期について2年と決めたので、時期部会長の検討もして欲しい。

○全体会について

意見や質問に対する返答を進めている。まとめを運営会議の皆様へも共有する予定。

R4 年度第 8 回高松圏域自立支援協議会運営会議

日時) 令和 5 年 1 月 13 日 (金) 9:20-10:50

場所) かがわ総合リハビリテーション福祉センター第 1 研修室

参加機関) 敬称略

高松市健康づくり総務課 (欠) 高松市健康づくり推進課難病担当 (欠)

高松市社会福祉協議会地域福祉課

香川中部養護学校 高松養護学校 高松市健康づくり推進課精神保健係

高松市障がい福祉課 三木町福祉介護課 (欠) 直島町住民福祉課

就労支援部会) かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設 (欠)

障害者就業・生活支援センターオリーブ

精神保健福祉部会) 障害者地域生活支援センターほっと

相談支援部会) 障害者生活支援センターたかまつ

身体障害者支援部会) 障害者生活支援センターあい

知的障害者支援部会) 相談支援センターりゅうん

発達障害部会) 発達障害者支援センター「アルプスカガワ」(欠)

こども部会) 地域生活支援センターこだま (欠)

医療的ケア部会) 一般社団法人 garyu (欠)

当事者団体・家族会連絡会) 相談支援事業所ライブサポートセンター (欠)

居宅サービス事業所連絡会) 高松市社会福祉協議会訪問介護事業所 (欠)

地域活動支援センタークイマ

会長、事務局) 高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

議題)

① 【テーマ1 災害時を見据えた障害者の支援をどのように展開するべきか?】(65 分間程度)

② 各部会より(15 分間程度)

③ 事務局より(10 分間程度)

・日中支援型グループホームの「協議会への報告・評価」について

・意思決定支援研修について

・B 型連絡会について

・来年度について

次回 2 月 10 日 (金) 9:20-10:50

かがわりハセンター第 1 研修室

高松圏域自立支援協議会災害時への取り組み今後の流れ

月	運営会議
11月 45分間	・モデルケース選定のための対象エリア提案 ・今後の流れ（案）提案 ・検討チームの提案
12月 45分間	・モデルケース選定方法、検討チームの決定
1月 30分間	・個人情報取り扱い、アセスメント、プランについて、災害時WGの取り組み等を参考に検討
2月 45分間	・個人情報取り扱い、アセスメント、プランについて提案 ・各部会にてモデルケース選定開始
3月 45分間	(モデルケース集約)
R5年度 4月	・モデルケース集約報告 以降、各モデルケースの検討を検討チームが進捗管理し、定期的に運営会議へ報告。

○モデルケースの選出について（10ケース程度）

別紙水害リスクのある地域にお住いの避難行動に困難のあるケースから以下の要領で選出する。

- ・身体障害者支援部会より サービス利用のある身体障がい者1ケース
- ・知的障害者支援部会より サービス利用のある知的障がい者1ケース
- ・精神保健福祉部会より サービス利用のある精神障がい者1ケース
- ・発達障害部会より サービス利用のある発達障がい者1ケース
- ・相談支援部会より サービス利用のある上記以外の障がい者1ケース
- ・子ども部会より サービス利用ある1ケースとない1ケース
- ・高松市基幹地域拠点より サービス利用の無い者のなかで地域拠点が関わりある1ケース  
関りがなかった方がよい1ケース
- ・事務局より 災害弱者ネットワークから1ケース

\*精神保健福祉部会、発達障害部会については、サービス利用のある方に該当者がいない場合は利用の無い方も可。

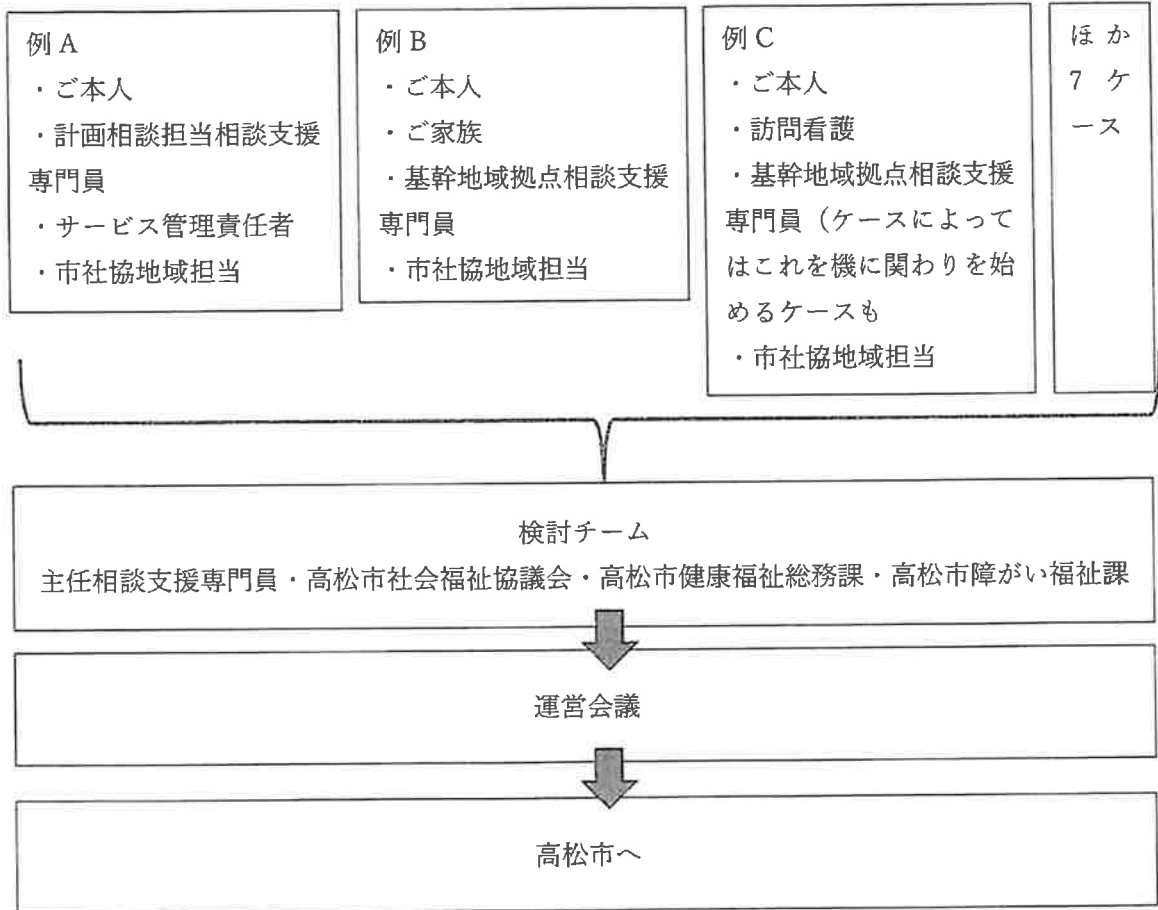
\*相談支援部会については、該当者がいない場合は障がい種別は問わない。

\*養護学校からケースがある場合は子ども部会に、健康づくりからケースがある場合は精神保健福祉部会、もしくは身体障がい者部会にご相談の上、提案いただく。



○検討の体制

・各モデルには相談支援専門員（計画相談か地域拠点）と高松市社協地域担当が各モデルケースに参加し進める。市社協地域担当の方にはケースによって関わりの濃淡はあっても当該地域との連携について願います。



**重要**

# 避難行動要支援者名簿登録等のお願い

～あなた大切な命を守るために～

高松市では、災害時に自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めています。

避難支援を希望される方の情報を名簿に登録し、個別避難計画(災害時の避難支援等の計画)を作成し、地域等と行政で情報共有し、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立てます。

## 1 登録方法は？

登録を希望される方は、「調査票(兼申請書)」に必要事項をご記入の上、高松市健康福祉総務課又はお近くのコミュニティセンターへご提出ください。

## 2 登録対象者は？

登録対象者は、右図の①～⑧のいずれかに該当する方のうち、災害時において地域で支援を希望する方です。ただし、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者へ提供すること等に同意が必要です。

次の場合は登録の必要はありません。

- 福祉施設等の入所者及び入院患者
- 同居家族の支援が受けられる方  
(災害時の対応に不安がある場合は登録可能)

※なお、名簿への登録によって、災害時の支援が必ず保証されるものではありません。

### 避難行動要支援者名簿 登録対象者

- ① 要介護認定 3～5
- ② 身体障害者手帳 1級、2級
- ③ 療育手帳 ㊸ 又は A
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級
- ⑤ 障害支援区分 3～6
- ⑥ 難病患者等
- ⑦ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ⑧ 以上の条件に準じる者

## 3 避難支援者とは？

避難支援者とは、日頃からの見守りを行ったり、災害時に避難情報の伝達や避難行動要支援者と一緒に避難する方です。

避難支援者は、ご近所にお住まいの方等を、申請者本人又はご家族で選定してください。

**避難支援者本人に必ず同意を得てください。**

避難支援者が見つからない場合は、地域の民生委員や自治会役員等に相談し、避難支援者を選定してください。

**避難支援者は、ボランティア精神にもとづき支援を行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。**

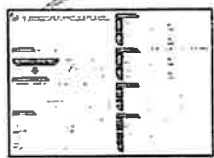
制度の取組については裏面をご覧ください。

お問合せ先

高松市 健康福祉総務課  
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL(087)839-2372  
FAX(087)839-2375

# 災害時要配慮者支援の取組について



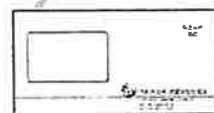
## 調査票(兼申請書)の提出

調査票(兼申請書)の様式を送付します。ご本人の状況に合わせて記入し、市へご返送ください。



## 高松市での情報整理

ご返送いただいた情報をもとに、市では、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成します。



## 個別避難計画をご本人へ送付

市は、作成した個別避難計画を避難行動要支援者(ご本人)へ送付します。内容確認のために、ご自身で保管しておいてください。



## 避難支援等関係者への情報提供

市は、作成した名簿や個別避難計画を避難支援等関係者へ情報共有します。

※避難支援等関係者：地域コミュニティ協議会、連合自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、消防機関、警察機関、その他避難支援等の実施に関わる関係者



## 地域での見守り活動や防災訓練実施

地域支援組織等は、情報をもとに、地域における防災訓練や見守り活動を実施します。

※地域支援組織：地域コミュニティ協議会、連合自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織等を中心とした各地域の連携、協働の組織体制



## 登録内容の更新

地域支援組織等は、本人に聴き取りを行うなど、情報を最新の状態に更新します。

登録内容に変更があった場合は、高松市健康福祉総務課又はコミュニティセンターまでご連絡ください。

## 災害時の避難支援の実施

～逃げ遅れゼロ いざというとき、お互い助け合うことのできる地域へ～

避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成 調査票(兼申請書) 記載要領

●避難行動要支援者名簿への登録(個別避難計画の作成)を希望する場合は、項目1の「希望します」にチェックし、以下の項目すべてに記入をお願いします。  
●避難行動要支援者名簿への登録(個別避難計画の作成)を希望しない場合は、項目1の「希望しません」にチェックし、その理由を選択してください。  
項目2以下は記入不要です。

登録の希望の有無を記入。  
(希望しない場合、2以下は記入不要)

同意欄に記入・押印。  
※本人が記入できない場合は、代理人氏名等を記入。  
代理記入の場合でも登録希望者の記載と押印は必須!!

1. 登録の希望の有無 (本人が希望しない場合はここに記入)

希望します  希望しません

2. 本人が希望しない理由 (本人が希望しない場合はここに記入)

3. 登録希望者の情報

令和4年〇月〇日 申請者(登録希望者)名 高松 太郎

住所	〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地	電話番号	000-0000-0000
性別	男	年齢	1 歳
職業	〇〇会社	所属	〇〇自治会

4. 緊急時に連絡してほしい方(家族等)の情報 (本人が希望しない場合はここに記入)

氏名	高松 次郎	住所	高松市〇〇町〇〇番地	電話番号	000-△△△△
氏名	徳島 花子	住所	東京都〇〇市〇〇番地	電話番号	000-0000-△△△△

緊急時に連絡してほしい方(家族等)の情報を記入。  
県外の方でも構いません。

5. 避難行動要支援者2名程度を希望する方(本人が希望しない場合はここに記入)

氏名	香川 三郎	住所	高松市〇〇町〇〇番地	電話番号	000-XXXXXX
氏名	瀬戸内 海子	住所	高松市〇〇町〇〇番地	電話番号	000-0000-XXXXXX

避難行動要支援者を2名程度を希望する場合は「避難行動要支援者本人に必ず同意を得ること」。

6. 避難行動要支援者2名程度を希望する方(本人が希望しない場合はここに記入)

氏名	息子安	住所	高松市〇〇町〇〇番地	電話番号	000-△△△△
----	-----	----	------------	------	----------

近くの避難場所等を2箇所程度を記入。  
特に注意を要する事項がある場合は「避難経路等」(別紙)に記入。

7. その他(本人が希望しない場合はここに記入)

内容	杖 高血圧の薬 筆談 卵アレルギー、アレルギー
----	-------------------------

災害発生時において、不安なことや必要な物を記入。

避難支援者とは、  
日頃からの見守りや災害時に避難情報の伝達をしたり、避難行動要支援者に一緒に避難する方です。  
●避難支援者は、近所にお住まいの方等を、申請者本人又はご家族で選定してください。  
●避難支援者本人に「避難支援者」となることと「記載した情報を避難支援関係者に提供すること」について、必ず同意を得てください。  
●避難支援者が負つからない場合は、地域の民生委員や自治会役員等に相談し、避難支援者を選定してください。  
●避難支援者は、ボランティア精神にもとづき支援を行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

# 記載要領（避難経路等）

避難行動 要支援者	氏名
	住所

## 避難経路等（任意）

避難するうえで段差や急勾配等、特に注意を要する事項がある場合は、作成をお願いします。

## 避難経路等

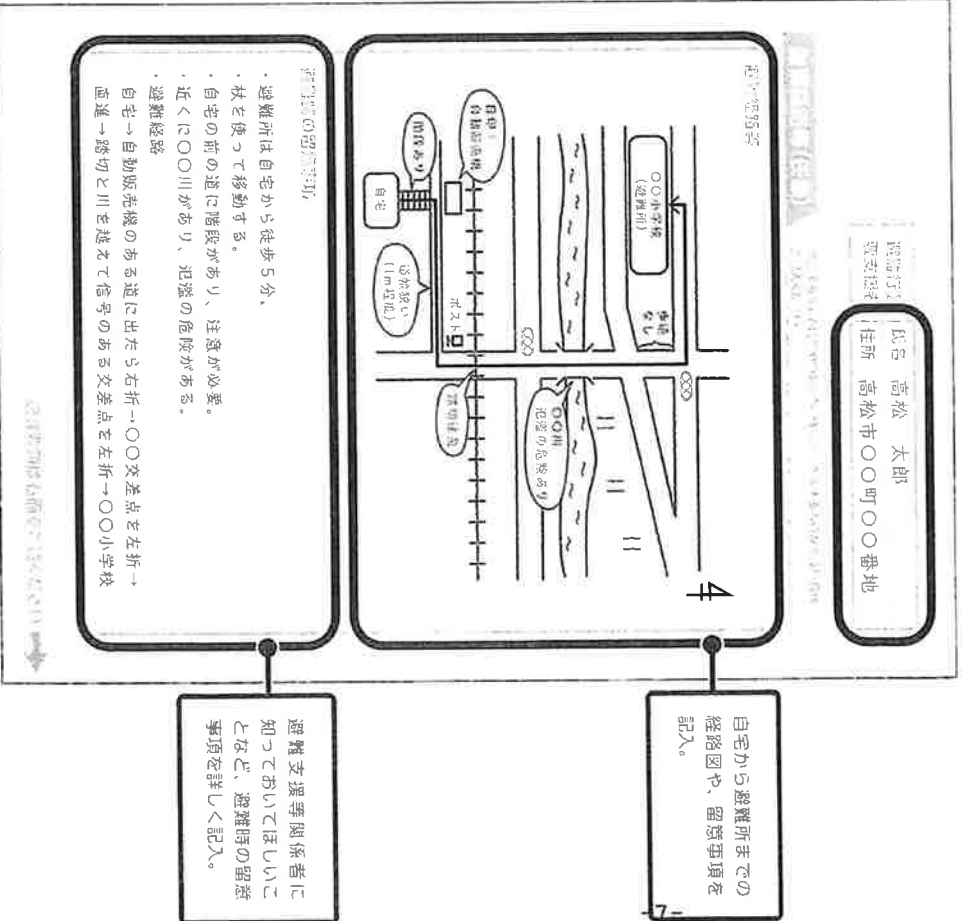
**避難時の留意事項**

記載要領は右面をご覧ください →

● 避難するうえで段差や急勾配等、特に注意を要する事項がある場合は、作成をお願いします。

● 特に注意を要する事項がない場合は、提出の必要はありません。（避難経路等の記入に関しては任意です。）

● 記入後は、「避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成調査票（兼申請書）」と一緒にご返送ください。



✂️ 折り線

## 同意書（案）

高松圏域自立支援協議会  
会長 殿

私は貴協議会が実施する、災害時個別支援計画作成の対象者となることについて、以下の説明を受けました。

1. 高松圏域自立支援協議会（以下、協議会）の取り組み

高松圏域（高松市・三木町・直島町）内に居住する障がいがある方の災害時の備えを検討するため、令和4年4月より協議会運営会議内にて協議を続けています。構成機関は、行政（障がい福祉担当部署、地域福祉担当部署、保健担当部署等）、社会福祉協議会、市町から委託を受けた相談支援事業所等、特別支援学校が活動に携わっています。

2. 対象になる方

災害時個別支援計画の作成を希望し、本同意書の説明を受け、同意くださった方。

3. 災害時個別支援計画を作成することの意義

ご本人ご家族とともに関係機関、近隣住民が、対象となる方の災害時対応を検討することにより、発災時の速やかな避難行動や地域での支援体制を想定し、備えることができると考えています。

4. 近隣住民を含む関係者とともに災害時個別支援計画を作成し、共有すること

災害時個別支援計画を作成するために「高松市避難行動要支援者名簿」に登録を行うこと、また、その記載内容について協議会運営会議が高松市健康福祉総務課から提供を受けることに同意ください。

5. 災害時個別支援計画の作成の手順

すでに対象になる方と関わりがある専門職によるアセスメントと、災害時個別支援計画（案）の作成、これに並行して未登録の方については「高松市避難行動要支援者名簿」への登録を行います。その後、近隣住民を含む関係者とともに会議を行い、災害時個別支援計画を完成させます。また、必要に応じて地域の避難訓練の機会等を通じて避難を体験することや、ご本人ご家族の体調や生活環境の変化に応じて再度の会議や計画を修正する作業を行います。

6. 同意の撤回について

災害時個別支援計画の作成に同意された後、または作成途中であっても、作成を辞めたいと思われた場合は、「同意撤回書」（別紙）を用いて、いつでも作成を辞退することができます。ただし、同意の撤回をお申し出いただいた時点で、すでに高松市避難行動要支援者名簿の登録が行われていた場合、この名簿に登録した情報については削除しますが、名簿の情報が地域等に伝わっている可能性があることを予めご承知おきください。

上記の内容について私が説明をしました。

説明年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

同意取得者 所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

上記の説明を受け、私の災害時個別支援計画を作成することに同意しました。

同意年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
ご署名 \_\_\_\_\_ 印  
代筆者ご署名 \_\_\_\_\_ 印

災害時個別支援計画やこれに付随して作成された資料が、災害時個別支援計画作成後も貴協議会事務局に保管されること、また、個人が特定されないよう修正を加えた上で、今後の高松圏域内の障がいがある方の災害時の備えやその福祉の向上のために使用されることに同意します。

同意年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
ご署名 \_\_\_\_\_ 印  
代筆者ご署名 \_\_\_\_\_ 印

## 同意撤回書（案）

高松圏域自立支援協議会  
会長 殿

私は、貴協議会が実施する、災害時個別支援計画作成の対象者となることについて、同意したことを撤回します。

この撤回につきまして、以下にチェックした通りの対応をお願いいたします。

- 災害時個別支援計画とこれに付随して作成した私の資料のすべてを破棄してください。
- 同意撤回書を提出するまでに作成した私の資料については、個人が特定されないよう修正を加えた上で、今後の高松圏域内の障がいがある方の災害時の備えやその福祉の向上のために使用されることに同意します。

同意撤回年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
ご署名	_____ 印
代筆者ご署名	_____ 印



部会名	予算額	1月末までの 支払額	残額	支払内容	備考
就労支援部会	228,430	54,690	173,740		
精神保健福祉部会	121,452	65,677	55,775	資料印刷代・ピア報償費・案内文送付代 等	
相談支援部会	20,000	6,600	13,400	直島旅費12月 (3,300円) 3月 (3,300円)	
身体障害者支援部会	40,000	0	40,000	講演会の企画等が必要になった場合は相談あり	
知的障害者支援部会	20,000	0	20,000	会議資料印刷代が発生の可能性あり。	
発達障害部会	20,000	10,780	9,220	高校へのチラシの郵送費	
こども部会	20,000	0	20,000	会議資料印刷代がわずか。	
医療的ケア部会	20,000	3,359	16,641	フオローアップ研修 講師お茶代、コピー代	
居宅サービス事業所連絡会	20,000	5,490	14,510	切手・印刷・ガウン・謝金	
当事者団体・家族会連絡会	143,648	3,648	140,000	災害用パンダナ作成代金	
事務局	346,470	150,594	195,876	HP委託料・封筒印刷代・Zoom委託料・文具費 医ケアSV168,000 日中支援型GH10,000	
	1,000,000	300,838	699,162		

No	部会名	R元年	R2年	R3年	R4年	左記平均 均等
1	就労支援部会	196,996	243,314	137,741	228,430	201,620 6.5
2	精神保健福祉部会	80,880	61,804	37,860	121,452	75,499 6.5
3	相談支援部会	39,050	15,180	24,328	20,000	24,640 6.5
4	身体障害者支援部会	72,300	16,450	36,865	40,000	41,404 6.5
5	知的障害者支援部会	139,904	7,990	1,730	20,000	42,406 6.5
6	発達障害部会	110,542	170,630	3,510	20,000	76,171 6.5
7	こども部会	38,734	39,778	1,092	20,000	24,901 6.5
8	医療的ケア部会	29,554	35,278	1,544	20,000	21,594 6.5
9	居宅サービス事業所連絡会	46,777	28,570	2,160	20,000	24,377 6.5
10	当事者団体・家族会連絡会	89,344	147,954	142,870	143,648	130,954 6.5
11	地域生活支援拠点検討部会	29,370	69,440	13,192		
12	事務局	169,049	165,612	445,659	346,470	281,698 35
	合 計	1,042,500	1,002,000	848,551	1,000,000	945,262 100

令和4年度 運営会議 会議室予約状況

日	曜日	部屋予約時間	場所	災害	ヘルパー	見	部労	ピテサボ	部金報告	事務局
4月8日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第2研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
5月13日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
6月10日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
7月8日	(金)			休み						
8月12日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
9月9日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
10月14日	(金)			休み						
11月11日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
12月9日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
1月13日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:25 (65分間)					10:25-10:40	10:40-10:50
2月10日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室	9:20-10:05 (45分間)	10:05-10:25 (20分間)				10:25-10:40	10:40-10:50
3月10日	(金)	9:00~12:30	リハセソ第1研修室				9:55-10:15 (20分間)	9:20-9:55 (35分間)	10:15-10:30	10:30-10:50